

安全対策ガイドライン

トラック競技



北海道自転車競技連盟

トラック・ロード委員会

安全対策

(1) 事前周知及び方法

開催要項及び添付の注意事項への必要事項掲載（連盟ホームページに掲載）
選手はその要項と注意事項に同意しなければ参加を認めない。

(2) 競輪場入場前の対応（役員）

開催される事業についての注意点や競輪場施設全般に関する注意点等について役員責任者より口頭にて説明、必要に応じ文書を配布する。

(3) 競輪場入場前の対応（選手、監督、コーチ及び同伴者等）

選手、監督及びコーチ等に対して最新の注意事項等を口頭にて説明、必要に応じ文書を配布する。観戦目的の同伴者に対してはこの限りではない。

(4) 公式練習時

公式練習時間を設けた場合は選手が練習に専念できる環境を整えなければならない。常に複数名の役員等が監視にあたり、危険走行等に対しては必要に応じホイッスルやフラッグ等を用いて注意を促す。

(5) ライン表示作業等

ライン表示作業（ラインテープ貼り、備品設置）中は接触事故防止の為、いかなる場合も選手を走行させない。

(6) 役員ミーティング

前日練習等終了時、又は事業当日朝に役員ミーティングを行う。
競技に関することの他、安全対策として必要な最新情報を役員全員で共有する。

(7) 傷病発生時体制

前日練習時含め看護師又は医師の常駐に努める。不可の場合は、応急手当講習受講メンバーを配置するなど、より確実な対応に努める。

医療備品等（医薬品、担架、水その他）は、救急搬送時の混乱を避けるため最小限とし、看護師又は医師がいる場合は、その判断により資材を使用する。

(8) 監視体制

役員以外に安全対策要員を配置する。
その人数は大会規模、選手数等状況に応じて判断される。

(9) 雨天時等の対応

雨天時、強風等悪天候の場合はその程度により競技を中断又は中止の判断をする。

(10) 救急当番医の把握

事業実施日の救急当番医を事前に把握し、必要な人員がその情報を共有する。

事故対応

(1) 初期対応

事故が発生した場合は、それに対応できる役員、看護師又は医師が速やかに状況確認し二次被害防止を図る。審判長は競技続行可否の判断を行う。

(2) 対象者の観察及び救急要請

対象者の状況観察と救急要請は看護師又は医師が行う。

必要に応じて役員等はその補助をしなければならない。

(3) 救急要請時総務対応

傷病者の救急搬送が必要な場合、大会役員にて救急車を手配する。救急車には親族またはチーム監督等の同乗を基本とし、意識不明など重篤な場合でかつ同乗できる家族親族チーム監督等がない場合に限り、大会役員にて対応を検討する。

その後の経過は対象傷病者と連盟にて連絡をとり情報共有に努める。

(4) 傷病等の対応

現地対応は応急処置のみとし、医療行為は実施しない。傷病者には、傷病の程度に応じて病院受診を促すこととする。

(5) 経過観察等

対象者帰省後の怪我の状況、受診状況等はその連絡を受けた場合「活動結果・事故等報告書」に追記する。軽微なものについてはこの限りではない。

(6) 加入保険

連盟は事業ごと、選手役員含む関係者（同伴者等除く）全員に対して傷害保険を掛ける。また、（公財）スポーツ安全協会の保険に未加入の選手は出場を認めない。

6. 結果報告、情報共有

(1) 報告書の作成、提出

事業終了次第、競技委員長又は審判長は事故等の有無に関わらず「活動結果・事故等報告書」を作成し、会長承認の後、函館市に提出する。

(2) 役員等による情報共有

上記書類は役員等で共有し、作成者は必要に応じて追記をする。

特に重大な事故が発生した場合、連盟役員は会議を開き、事故原因の究明や安全対策の見直しを行う。

その他

その他必要と思われる事項はその都度協議、修正、追加等を行う。